

所沢市議会政策研究審議会会議記録（概要）

令和4年11月28日（月）

開 会 （午前9時30分）

1 開 会

谷口副議長

ただいまから、所沢市議会政策研究審議会を開会します。

皆様、本日はお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

2 議長あいさつ

大石議長

政策研究審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

所沢市議会は、平成21年3月に議会基本条例を制定し、議会改革を進めてまいりました。平成28年の2月に早稲田大学とのパートナーシップ協定を締結し、平成30年2月には早稲田大学人間科学学術院と、インターンシッププログラムに関する覚書を締結しました。今年度も、9月定例会で、受入れをすることができ、若い世代の清新な目を見た所沢市議会について、御意見を聞くことができました。こうした取り組みを進めているのも、ひとえに、政策提案、政策立案につなげるための議会機能の強化を進めるためでございます。所沢市議会では、政策提案、政策立案につなげるための政策形成機能の強化に取り組んでおりますが、議員や議会事務局の力だけでは調査研究を進める上で限界があります。こうしたことから、平成28年3月に議会の諮問機関として「所沢市議会政策研究審議会」を

設置し、昨年度の審議会におきましても、各委員会からの諮問に対し、いただきました答申を委員会の調査・研究の成果や提言に反映させていただいたところでございます。この審議会におきましても、審議会委員の皆様には、それぞれのお立場からの御意見等をいただき、議会の中で成果として形あるものにしていくことに努めてまいりたいと思っております。皆様には、諮問事項をはじめ、様々な御意見をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

谷口副議長

次に、本日は過半数の委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、この会議は成立しています。

次に、本日の配付物について確認させていただきます。本日の次第、資料をお手元のパソコン、iPadに保存させていただいております。

3 諮 問

(議長から扇原会長に諮問書を提出)

扇原会長

議事に入る前に、会議録の作成について、確認したいと思います。

令和3年1月22日に開催されました政策研究審議会で確認しましたとおり、会議録につきましては要約方式により記載されたものを各委員に御確認いただいた上で、私の承認をもって確定することとし、発言者名の記載の件に関しましても、私の発言は「会長」、他の委員さんの御発言に

についてはお名前を記載することといたしますので、御了承願います。

4 議 事

(1) 諮問事項について

扇原会長

今回の諮問事項は1件です。本件につきまして審議をお願いいたしますが、今回も委員間の情報共有を図りながら進めていければと考えています。

ここで、これからの会議の進め方について、お諮りします。

本日の会議に当たり、事務局からあらかじめ諮問事項に関する資料をお示しいただきましたが、本日は所管の議会運営委員会の正副委員長に出席いただいておりますので、まず概要説明をいただき、その後、委員から質疑、御意見、お考えなどをいただくような形で進めていきたいと思いがいかですか。

(委員了承)

扇原会長

それでは、概要説明について、議会運営委員会委員長、末吉美帆子議員よりお願いします。

末吉議会運営

初めに、通年会期制導入の理由・背景について説明いたします。

委員会委員長

平成24年の地方自治法の一部改正により、会期を1年とすることができる通年会期制が規定され、議会において選択できることとされました。

所沢市議会においても、平成24年より通年会期制導入の是非について

議会運営委員会において議論されてきました。その議論がなかなか煮詰ま
っていない期間が長く続いていましたが、令和元年に通年会期制を導入
することが全会一致で確認され、具体的な検討を行っているところです。

通年会期制導入の理由・背景として、主に2つの点が挙げられます。

1つ目としては、議会運営の効率化です。定例会の回数については、条
例で年4回、規則で3月、6月、9月、12月に招集することが規定され
ていますが、招集については、市長の権限とされ、これまで、大安、友引
といった六曜を勘案して招集日が決められるなど、当該定例会の1つ前の
定例会において招集日を調整することが慣例となってきました。そのこと
により、議案の審議以外の議会活動や議員個人の活動などのスケジュール
を立てていくことが難しいことが課題となっています。

2つ目としては、審議の充実です。招集日を市長自ら決定したにもかか
わらず、定例会の初日に他の議案に先立って議決を求める、いわゆる先行
審議の依頼が多いことや定例会の最終日に新規事業の予算が提案される
など、通常 of 審議スケジュールによらない提案が毎定例会にされているこ
とも課題となっていました。

1年を通して議会が活動能力を有する通年会期制導入による効果は、概
要に示した効果のほかに、定例会の会期の画一的なスケジュールによる審
議から、議案の内容・論点などにより、委員長報告や討論・採決の時期な
ど、その審議日程を会期の延長などの議決を要することなく、議長の権限
により柔軟に変更することが可能となることや、定例会議の審議スケジュー

ールでは対応できない議案の提出がされる場合には、市長から会議の開催請求を受け、臨時会議として対応することを前提としていることから、現在の追加議案が提出された場合でも、会期内で審議を終わらせようとする潜在的な議員の意識が会期にとらわれず、議案の内容に即した審議をすべきとする意識に変化することで、よりメリハリのある審議の充実に資することが期待されます。

なお、現行の制度では、契約案件のみでは臨時会の招集を市長が躊躇することも考えられますが、議会としては通年会期であることから、1議案からでも市長の積極的な臨時会議の開催請求を当然のこととして想定しているため、執行部側の事務の停滞を回避することも効果として考えられます。余談ですが、今月、議会運営委員会で視察に行きました新潟県柏崎市議会でも、契約案件などの臨時会が積極的に開催され、執行が早まったという話を聞いてきたところです。

また、定例会議の初日を定例日として条例で規定することや定例会議の日程スケジュールをある程度固定化することで、定例会議での議案提出に係る議案の作成など事務のスケジュール管理が容易となることや議案の審議以外の委員会審査や広聴広報活動など市議会としての活動のスケジュールを早い時期から立てることが可能となり、議会運営の効率化を図ることが効果として期待されます。

なお、通年会期制の導入に当たっては、執行部の事務に支障を来すことがないように配慮することが求められていることから、議会運営の在り方

の見直しを行い、概要に示すとおり、9月定例会において、試行的に取り組みながら、現在、その検証を行っているところです。

所沢市議会の通年会期制については、1年を通して、切れ目のない議会の活動能力を常時担保することで、災害や緊急の行政課題等に主体的かつ機動的に対応するとともに、メリハリのある審議とすることで、審議の充実と活性化を図ることを目的とし、また、審議スケジュールの見直しや最小限の出席要求など、議会運営の効率化や執行部の事務負担の軽減を図ることで、議員及び職員の働き方に十分配慮したものとなることを目指すものです。

諮問事項及び理由について述べさせていただきます。

通年会期制の導入に当たっては、単なる通年会期制への移行にとどまらず、執行部の事務負担の軽減を図ることや議会運営の効率化を主眼として、議会改革的な見直しを行い、通年会期制導入を契機として、議員及び職員のライフワークバランスなど働き方に配慮した議会を目指したものです。ついては、当市議会の考える通年会期制の在り方について、率直なご意見をいただきたいと考えています。

また、通年会期制導入のプロセスとして、所沢市議会基本条例第7条の市民参加及び市民との連携や第10条の意見提案手続の規定に基づき、別紙2のスケジュールに示したとおり、市民参加の機会を確保するとともに、通年会期制導入に係る議案の議決後においては、同条例第9条の議会報告会を開催し、通年会期制の導入の説明を行うことで議会としての市民

への説明責任を果たすことを想定しています。

については、市民参加及び市民への説明責任という観点から、本市議会の通年会期制導入のプロセスの妥当性について、ご意見をいただきたいと考えています。通年会期制について、議会運営委員会では、これまでかなりペースを詰めて議論してきました。当初、なかなか先が見えづらい緩やかな登坂をずっと走っているような年月でしたが、やっと議論が煮詰まり、スタジアムに入ってきたかなというふうに思っていて、なんとか最終コーナーも全力で走っていきたいと思っています。本日は、忌憚のない御意見をいただきたく、よろしく申し上げます。

扇原会長

ただいまの概要説明を含め、本案件に対する質疑、確認などがありましたらお願いします。

西久保委員

今回の審議会の開催通知をいただき、通年会期制の導入がいよいよ煮詰まってきたのかなという気がしています。

9月定例会を見させてもらい、会期前半に議案を議決するなど、様々な試行を経た上で今回の導入に当たっていくということは、大変いいことだと思っています。通年会期制となると、年中会議をやるという想像をしていますが、はっきりと開会時期を決めて、職員の仕事に差し障りのないような会期でやるような形であれば、議会の招集も市長がその度に招集するより、通年会期とし議会が主導的に市民のために議会活動をしていく

一つの道具というか、手法を手に入れるということは、市民にとってはよいのではないかという感想を持っています。ただ、専決処分の中で、地方税法の改正が3月30日とか、なかなか議会と調整がつかないような時期があるので、その辺はどのような形になるのか。執行する側と議決する側との時間の調整というのは、ちょっと気になる場所なので、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

廣瀬委員

法改正から言うと、既に10年経過したわけなんですけど、その10年前の法改正のための準備をした地方制度調査会での議論や、あるいはこの法改正はさらにその前の地方行財政検討会議に端を発しているんですけど、私は非常に印象残っている論点がありまして、総務省が地方制度調査会のために、この案件の論点を形で示した一番最初の説明があるんですけど、これは、「会期制を取る必然性はもはやないのではないか」という論点の提示から始まり、ただし、会期制を全部やめるということになると地方自治法の議会に関する規定に、会期に関する前提というのもしっぱい散りばめられていて、かつ恐らく普通地方公共団体、一般の自治体の議会については、全部改正廃止でもひよっとしたらいいのかもしれないと私は思うんですけど、一部事務組合の議会や特別地方公共団体の議会まで通年の会期がふさわしいかという、それは違うんじゃないかと思っています。そういうものこそ、まさに招集がかかって会議日程を決め、その間、議会が機能するという位置づけがふさわしいものでもありますので、そうすると会期とい

う概念は残しながらも新たな発想で議会日程の組み立てに踏み切る議会については、選挙で選ばれて議員の任期が始まれば、任期が終わる日まで常に議会は存在していて、機能できるということを前提に、議会の活動日程を組み立てていく仕組みに移行した方がいいというのが結論になって、それが現在の通年の会期という制度だと理解しています。

ですので、この件で一番誤解を生みやすいのは、言葉で会期制という言葉があると、議회를定例会として年4回、それから必要な議案があるときに臨時会ということで、会議の日程がある程度、定例という言葉もあって固まっている印象を受けます。

それに対して通年の会期というのは、いつ会議が行われるか分からない、あるいはのべつ幕なしずっと会議をしているような印象を受けますが、実際には今説明があったように、例えば定例会というのは何月に招集するということが決まっているが、実際に何日に招集をして何日間会議をするのかということは、招集日を調整して招集がなされれば公式に決まりますけど、招集された議会の冒頭の本会議ではじめて会期を確定することですから、実は定例会制度のほうが何となくの予想はついているにせよ、会議がいつ行われるかが固まるのは、実は事前に固まってるわけではないわけです。それに対して、通年の会期を入れるときに地方自治法に会議の予測可能性をしっかりと確立しておかなくてはいけないという趣旨だと理解されますが、定例日を定めるなどの対応を取りなさいということでは法律上の規定になっていますので予測可能性は高まる。それに加えて必

要があれば随時本会議が開けますから、今話が出た地方税法の改正の成立を待ってから、税条例の必要な改正を行う際にも本会議を開けば良い。例年3月の国会で、地方税法改正の議決が時として年度末ギリギリになり、日程もあらかじめ確定できません。しかし、条例改正しないという選択はない。法律は国会を通らない限り、法改正が成立していないので、国会の審議の状況を見ながら、国会法案が通ったところで条例を改正するしかなく、全国の自治体では専決処分に対応しているところも少なくありません。しかし例えば、通年の会期のなかで毎年3月31日には税条例のための定例会議を設けておくことをすれば、そこで固まるわけです。31日にまだ法案が通っていないのは困るが、それはそういう異例の年にどう対応するかということは、そこで考えることとすればよい。実は、外国の議会では会期という概念を持たない制度というのも多くあります。ただ、会期がなくても会議日程はありますし、会議日程にはある程度の定例的なパターンがあって、例えば本会議は毎年3月、6月、9月、12月の第1木曜日に開催をし、その日で終わる必要はないが、その日には必ず開催され、それから案件の件数などを勘案しながら会議を何日間開催するかということを決めていく。

こういうふうになっていけば、現状の定例会よりももっと予測可能性は高くなりますし、逆に臨時会をどうしても定例会の合間の時期に開いて、議決をとった上で執行をできるだけ適切な時期に進めたいという案件がある場合も、今説明があったように通年で会期はずっと続いていますから、

そこで会議を開くということさえ議会が応答すればそれで柔軟にできます。そういう意味では、定例性と随時性のどちらも両立するためには、定例会制度というか従来型の会期制度というのに対して、通年の会期にしておいた方が予測可能性を高める機能と柔軟性を確保する機能の両面でやりやすいということなんだと思います。

そのことを市民や行政にもしっかりと理解をしていただく努力が必要だと思っております。定例会制度あるいは通年議会という言葉の持っている誤解を生みやすいことに対する配慮というのが重要になってくると考えています。

扇原会長

2人の委員から、この制度についての妥当性を御理解いただいて、また注意すべき事項についてもお話いただきましたが、それを受けまして委員長、副委員長からコメントがありましたらよろしくお願いします。

末吉委員長

先ほど御説明しましたように、年4回の定例会議については、固定をしていきたいと思っています。なおかつ、その日程についても、ある程度定例的にやっていきたいと思っています。

現在、常任委員会審査は1日、予備日を1日設けるやり方で運用していますが、12月定例会で試行したいと思っているのは、委員会審査日を2日間とし、請願審査の参考人招致、現地調査など、委員会で柔軟に対応できるような日程にしたいと思っており、その日に委員会審査がないよう

あれば、一般質問などの調査日に当てていくことも可能になりますので、一般質問が始まるまでに余裕を持った形で答弁調整を勤務時間内で行い、職員の残業、ワークライフバランスなどに配慮していきたいと思っています。

また、今回大きく変えたところは討論、採決の日を早め、その後に一般質問を行うという形です。これにより1週間から10日くらい採決が早まり、議決が早まるということは、職員の事務執行について非常にメリットがあるのではないかと考えています。

執行部との意見交換ということに関して言えば、こちらから案を示し、執行部から回答をもらう形で行っている。その回答の中でも、日程は決まったほうが良いという意見をもらっています。

また、試行した9月定例会は決算審査があったのですが、それについても、今まではギリギリの中で決算審査の日程を都合に合わせて決めていましたが、9月定例会終了後、ある程度の議案調査の日程を入れて、集中的な決算審査としました。執行部から言われているのは、決算審査の日程と、12月定例会の冒頭の決算認定の採決を早められるのであれば、認定議案に係る臨時会についても、固定してほしいという意見をもらっています。

先ほど議会に関して定例化することのメリットという説明をしましたが、試行していく中で、まず執行が早まること、それから臨時会開催のハードルが下がるということで、今まで躊躇していた議案を提出することに関して、スピード感が増すのではないかと期待しているところです。

粕谷議会運営
委員会副委員
長

今、おおよそ委員長から説明しましたが、先ほど廣瀬委員から話があった通年会期制という言葉が誤解を招きやすいということでは、執行部とのコミュニケーションが必要だということで、職員から2回ほど意見をいただき、それに対して回答していて、今後も必要であると思っています。ただ、最終的にはこちら側で決めていくということもあり、その辺は議会側でイニシアティブをとっていきべきものだと思います。

議会内部の話ではありますが、市民に対して説明していかなくてはならないので、パブリックコメント手続と併せて公聴会を開く予定です。

また、3月定例会終了後に議会報告会を開催しますので、その際にも通年会期制については、市民に対して説明をしていきたいと考えており、こうした機会を設定しています。

西久保委員からありました税条例改正に係る専決処分ですが、執行部としてもかなり神経質になってるところがあると思っています。これについては、今後、議会運営委員会で詰めていく必要があるのではないかと考えています。いずれにしても、むやみやたらに、何でもかんでも専決処分事項を指定するということではないと考えていますので、その辺は今後詰めていく必要があると考えています。

末吉委員長

補足ですが、年度末の税法改正に関して、廣瀬委員のおっしゃるとおりでして、その部分をどういうふうに例規に規定していくかということ

最終的に決めなければいけない時期に来ております。12月22日の定例会最終日の翌日に、議会運営委員会による全議員に対する説明会を予定しております。最終的にパブリックコメント手続にかける条例案を確定させていきたいと思っています。また、年末から1月にかけて意見提案手続の募集を行い、1月21日に開催する公聴会の公述人の募集を行います。12月22日までに全ての大枠を固めていきたいと思っています。

西久保委員

この通年会期制について、市職員と話した経緯があります。

通年会期制はどうかと尋ねると、議会の開催日が現状と変わりがな
いこともあって抵抗はないようです。ただ、仕事で特に予算執行などをや
っていく上で、いくつかまだはっきりしない点がありそうなので、その辺
は市と話を詰めていただき、なるべく事務の負荷を和らげるというか、十
分話し合いを進めながら導入していくというのがよいと思います。

資料にある概要を見ても、通年会期制導入後もそれほど今までと変わっ
たようにはならないし、丁寧に市と調整を重ねていけるわけですから、通
年会期制の導入によって、市の事務執行に対して負荷がかかり支障が出な
いような措置をしてもらえればよいのではないかと思います。

あと、試行があるので、市側もこれに合わせて自分たちの事務執行も、
議会側に合わせた運用というものを考える必要もあるのかなと思います。
議会と執行部の両方で協力し合いながら、市民のためにもいい制度にして
いくのが大事だと思います。

廣瀬委員

試行段階でのやりとりを伺ってしまして、決算認定の議決については、現在、閉会中に決算審査を行い、12月定例会冒頭の本会議で議決すると理解しています。通常だと、9月定例会の閉会後は12月定例会まで本会議の開催がない。例えば、契約であれば契約しないと執行にかかれませんが、決算認定が確定しないと翌年度の予算が執行できないわけではない。そういう意味では、定例会の日程に合わせて決定事項を先に決めていたわけだが、決算の審査が終わって結論が出たのであれば、そこで会議を開いて認定を確定すればよいという仕組みに変えることとなります。そういう意味でも柔軟になり、決算の認定がいつになるというのが、それほど行政の執行に大きく影響するとは思いませんが、それ以外の案件によっては、議会の議決が行政の執行に関わるものもあります。

臨時会を10月末や11月の頭にわざわざ招集するのかもしれないことも、9月定例会から12月定例会の間に、必要な意思決定案件や本会議で議決したほうが執行がスムーズに行くような案件があれば、当然ながら議長が柔軟に判断して、会議を開けばそれでやれます。そういう効果というのが大きいのだらうと思います。逆に審議の充実ということであれば、これまでは1定例会の中で議案が上程され審議し議決にいたり結論が出るというサイクルを基本として、例外的に継続審査ということだったと思います。それこそ公聴会などが定例会の中で完結するという日程組みは、この場合ほぼ不可能だと思います。

であれば、常に例外としての継続審査の手続をとった上で公聴会を開くことを決定して、それから公聴会の開催に向けての諸手続に入っていくというルーチンが確立されればさほど煩雑ではないというか、慣れてしまうのかもしれませんが、やはり公聴会とか参考人招致も含めて、一定の期間をかけて議論を煮詰めたほうがいいという案件については、3か月後の次の定例会まで時間をかけるのではないが、現状だと1か月弱ぐらいの通常の会期日程よりはもう少し時間をかけるというような、そういう審議の在り方も成立すると思いますし、そこはそういう日程組みの自由さに応じて案件の重みとか、やるべき手続の種類によって、こういう議案については、このメニューで審議するものは2か月半とか2か月とか、こういうものについては従来どおりに3週間ぐらいでとか、そういうようなことをめり張りをつけていくつかのパターンのイメージをつくっていったら、行政側もこのタイプの案件は大体2か月かかるということであれば、いつぐらいまでにやりたいので、いつぐらいに議案を出すという対応を想定できる。議案提出も従来なら定例会の冒頭というのが原則で、よほどのことでないと臨時会を開いて議案を出し、結論を出してもらおうということは、なかなかないと思う。通年の会期のもとであれば、9月には決めてほしいので、8月に会議を開いて提案ということも柔軟に対応できるようになっていくと思うので、そこは議会と行政がお互いにコミュニケーションを取りながら、審議の充実とスムーズな行政の執行をどうやったらうまく両立させられるかということで、共通理解をつくっていけばよいことなのかなと思います。

ます。

末吉委員長

今、臨時会という御指摘がありましたけれども、正直申し上げて、議員の中でも臨時会の頻発というか、恐れる気持ちがあったと思います。それと同時に、執行部の方も臨時会をどんどんやられてはかなわないという気持ちが非常にあったのかなというふうに感じております。

しかし、基本的には、ばんばん臨時会をやるという事態がそこまで想定できないとは思っておりまして、必要があれば開いていくということがフレキシブルにできるというような、前向きな感覚を持っています。

また、決算審査ですが、今回は9月定例会の終了後に数日おいて集中的に決算審査日程を設定するという試行してみました。9月、10月に関しては、執行部のほうもイベントや様々な行事が多い時期で大変タイトな時期であり、そこがあらかじめ決まっているということであれば、非常に予定が立てやすいということがあるかと思っておりますので、ここを固定していき、ある程度予測が立てられる年間日程にしていくということが必要なのではないかと考えています。

ただ、廣瀬委員から御指摘いただきましたが、決算認定案件に関しては、先ほど御説明しましたように、委員長報告などを簡素化していくという代わりに、委員会議事録に関しては出来次第、グループウェアやホームページにアップし、全議員が共通して見られるという形をとって、最終的な採決に臨めるようにしていますので、決算特別委員会の議事録作成との兼ね

合いがありますし、認定案件の臨時会というのはどうなのかということについては、まだ議会運営委員会で十分に議論をしていません。ただ、年間の中で見通しがついていくということが非常に大事だと考えており、そこに向けて努力していきたいと思っています。

それから、先ほど副委員長からも説明がありましたけど、何回か執行部に対して途中の概要案を示し意見をいただくであるとか、議会運営委員会で副市長に発言いただいてきました。執行部の意見の中で、今まで臨時会を1回もやってこなかったんだから、そもそも必要性があるのか疑問であるとか、執行があるから議会の存在が必要だということからすれば、議会は議案を通じて行政の執行のチェックや意思決定をしていただく場であるという意見もありました。私達が考えているのは、議決をし、決定していくということが議会の重要な役割ですから、それは当然のことだと思いますが、議案がないから臨時会、つまり執行部から提出される議案がないから、議会は会議を開かなくていいのかということ言えば、緊急事態が起こった時などの国への意見書であるとか、議会としてやるべきことは無限にあると思っています。それを取捨選択しながら、議会活動を充実させていくことが、最終的には市民生活に寄与すると考えています。先ほど副委員長が申し上げたように、そのことを市民に理解をいただくということが難しく、市民生活に議会活動や会議日程などが直結しているわけではないので、大変難しいところですが、やはり、ワークライフバランスに配慮しつつ、必要な審議は充実させていき、非効率だった残業や大変な事務作

業は、なるべく配慮していくということに注意をしていきたいと考えているところでは。

粕谷副委員長

執行部との意見調整については、先ほど西久保委員からありましたように、職員は通年会期制が駄目だとかそういうことではなく、ある意味いいんじゃないかという雰囲気もあるのかなと思っています。ただ、実際の議会の進め方というのが、毎回、その前の定例会で次の議会の招集日を決めるのですが、その際に大安や友引などの六曜を基準に決めているという執行部側の考え方もありまして、その辺がちょっとつまづいているのかなと思っています。思ってるんですけども。

あと、決算の認定ですが、廣瀬委員が言われたように、閉会中に決算の審査をして、12月定例会で議決するという形になるのですが、通年会期制になれば、9月に決算審査の初日を固定して計画的に進めていき、そこで決算を議決してしまう形になれば、実際、今の市民サービスに関わることなんですが、所沢市の場合は議会を尊重していて、決算の認定が終わってから決算の公表書類を作成し市民に公表しています。現在は、12月定例会が終わらないと、市民にそういったものを公表できていない状況で、そう考えると、決算審査が9月に終わり、決算を議決する形になれば、その時点で市民にも公表できることになるので、市民サービスにも繋がっていくと思います。

廣瀬委員

なんで早くしたいのかという理由は分かりましたが、認定されるされないという確定はもちろん本会議で議決したときですが、決算の中身は変わりませんよね。議会が予算の審議をして予算の中身を修正ということは少なくとも日常的にあり得ますが、決算の中身の修正ということは基本ないので、それこそ議会に提出された段階で議会から公表されてはいかがですか。こういう決算の報告を受けました。市の広報紙に決算が認定されましたと載るのは認定の後になると思いますが、議会に上程されて決算認定の審査が始まった段階で、議会のホームページに公表できない情報ではないと思いますので、そのように扱われてもいいのではないかなと思います。執行部側はこういう決算でしたということを、決算で提出されたそのままのものではなく、説明込みの情報を早く市民に伝えたいということだと思いますので、そのこと自体理解できないわけではないのですが、議会が決算に係る議案を受け取った段階か、これから審議に入る段階で、別に市民に情報共有していただいても構わないのではないかと思いますので一言コメントさせていただきました。すでに公開されているのでしたら、それで結構かと思います。

西久保委員

常任委員会の開催日数は増えてくるのでしょうか。

粕谷副委員長

ここ数年、所沢市議会では議会活動が活発になってきていまして、閉会中の特定事件などの委員会の開催日数は増えてきてはいます。

ただ、通年会期制になったからといって、委員会の開催日数が増えるとは考えていません。

委員会を開催しても、執行部に説明を求めるものだけではなく、委員だけで協議するために委員会を開催することもあり、執行部には影響がないものと思っています。

末吉委員長

常任委員会の活動については、委員長と委員会の決定というか、裁量になりますので、先ほど副委員長から申し上げたとおり、正副委員長連絡協議会で委員会の活動状況を共有していますが、かなり各委員会が活発に動いております。

昨日、総務経済常任委員会の主催で政策討論会が行われたところで、来年の1月にも新所沢駅周辺まちづくり特別委員会の主催で政策討論会の開催を予定しています。それぞれが切磋琢磨しながら、それぞれの特定事件について活動しているところですし、政策形成サイクルに沿って、委員会の活動の中で審査してきたことを何とか形にしていくということは、各常任委員会が努力をしていると思います。

ただ、私の個人的な意見ですが、活動が増えれば、事務局の負担が非常に増えてくることは間違いないが、事務局の職員数が増えるものではないので、そのところのバランスが非常に重要だと思います。

今月、上越市議会と柏崎市議会に視察に行ったが、柏崎市議会は、議員がやれることは議員がやるようにしていますということで、所沢市議会でもこれまでもそうでしたが、議会報告会に係る広報のやり方であるとか、

様々なことをなるべく議員自身でやるというスタンスでやってきたと思います。この間、コロナ禍もあり、そうは言っても職員に負担がかかってきているのは実態としてありますので、そこについても、活動を充実させて、なおかつ、そこはバランスを取りながらやっていかないといけないと個人的な意見ですが思っています。

角田委員

国会でも通年でやればいいのかという議論もあるぐらいで、しかも近年、新型コロナウイルス感染症のような、市としての意思を急に打ち出さなければならない場面もあると思いますので、そういう意味では、事務局に過重負担というか、市がブラックになってはいけないと思うので、そういうところに気をつけていただければ、大変いいことだと思います。

粕谷副委員長

先ほど、決算の認定後の執行部で作成している市民への公表資料についてですが、決算を分かりやすく説明する資料として「財政のツボ」という資料を作成しています。議会を尊重するという意味もあり、決算認定後に市民に公表しています。

末吉委員長

これから先、自然災害であるとか、パンデミックということで何が起こるか分からないということを想定しつつ、やはりそこは柔軟に対応している議会であるためにも、通年会期を導入するということが大きな理由の一つでございますので、本当にそのとおりだと思います。

西久保委員

通年会期制を導入すると、議会に係る総体的な費用負担というのは増えますか。

末吉委員長

先ほど申し上げたように執行部に意見聴取をしまして、その中で、「総務大臣通知において本会議や委員会の開催により、執行機関や職員の事務処理に支障をきたしたり、費用負担が著しく増加することがないように適切に運用されたいと発出されているので、留意してください」という意見を執行部側からいただいています。

事務負担については先ほど御説明したとおりですが、費用負担に関しては、費用弁償がある議会を特定していると思っています。所沢市議会では、会議に出席した場合の議員への費用弁償は発生しておりませんので、その点について大きく変わることは想定していません。

執行部からの意見の中で、残業が多く議会对応が負担であるという意見を何回かいただいております。確かに就業時間を超えて、答弁調整であるとか、議会对応しなくてはならないということが非常に多くなると、それは事務負担ということだけでなく、費用負担に影響してくるとは理解をしています。

なので、先ほど御説明しましたように、定例会日程の組み換えをすることで、議案調査や一般質問調査については、余裕を持たせるという日程をとりまして、なるべく早い時期にいろいろ確定させて、余裕を持った形で

執行部側も対応できるようにしたいと思っています。

それと同時に、通年会期制になりますと事前審査という概念がなくなります。今試行しているという段階であり、実は12月定例会の開会前に事前に審査することがどうなのかという議論があり、定例会の1週間前に議案書が議員に配付されるので、その1週間の中で日程を絞って議案調査をあらかじめやりたいと思っていました。執行部からも、日程を絞ってやってほしいという意見があったので、12月定例会から試行しようと思ったのですが、執行部側で対応できないという回答でした。これについては、3月定例会の前に試行できるかなということで、3月定例会はまだ日程スケジュールが確定していませんので、非常にタイトな中でどうやって日程を決めていくのかということと、事前の調査が可能かどうか。また、補正予算の審議は臨時会での対応とし、来年度当初予算の審議は定例会でということ想定していますが、試行できるかどうかはまだ分かりません。

ただ、議会としては、補正予算については先に審議し議決、そして新年度予算についての審議、採決というように入っていきたいと考えています。蛇足ですが、3月定例会の一般質問では、今までは議案質疑と一般質問を合わせた形でやっていて、来年度予算に係る部分は質疑と一般質問を足した時間の中で、かなり質問ができました。一方で、採決が終わった後の一般質問はどうなのかということもあり、また全ての事業は予算が関わってくるものでもあるので、そこに扱いについてはこれから議論していきます。

粕谷副委員長

費用負担という面で言えば、議員については費用弁償がありませんので、毎日登庁しても予算が増えることはありません。

執行部側からすると、議会对応のための時間外勤務が多いという言い方をしていますが、今回試行的に会期も短縮するようにしていますし、議案に対しての討論、採決も先にやっちゃって、その後に一般質問という形をとって、採決後すぐに執行に動けるということもあります。

また、会議時間も今までの10時開議を、基本的には9時開議という形になっておりますので、試行的に9時開議に合わせようとしています。ただ、開議前に議会運営委員会を開催するとか、12月定例会では議場コンサートがあるので、その場合は10時開議になってしまいますが、基本的には9時開議という形にして、本会議を散会した後の時間に少し余裕を持たせるようにして、できるだけ時間外勤務をなくし、少しでも職員側の負担にならないような形で通年会期制を導入したいと思っていて、どうせやるならその辺も改革しながらやっていこうと進めている状況です。

執行部の負担軽減ということで、出席者についても議案質疑や一般質問に関して、答弁予定者以外は出席しなくてもよいということで、自席でもインターネット中継を見ることができると踏まえると、全ての執行部が毎回出席しなくてもいいのではないかと、最低限の出席でいいのではないかとということで、議会運営委員会では協議を進めています。

末吉委員長

必要最小限の出席要求ということで、ずっと議論していますが、執行部からは、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、経営企画部長、総務部長を常時出席させてほしいという意見が来ています。なおかつ、本会議は全議員と執行部全員が出席することは必然であるという意見がきていて、この部分が議会側の意見と執行部側の意見が攻防していると思っています。

ただ、コロナ禍であるということもあり、この間、議員におきましても、議決すべきところは全員出席ですが、その間の本会議場の出席においては、定足数を満たす範囲で、各控室に戻ってインターネット中継を見るところをこの2年間続けてきて、支障がありませんでした。試行の中でも、先ほども言いましたように、市長と答弁予定がある理事者が出席をするということをお願いして、この間試行してきたところです。

ただ、12月定例会では、副市長は緊急時では市長の代理であり、副市長の役割も様々あるということで、市長と副市長に関しては常時出席していただき、それ以外の理事者に関しては答弁予定の方に出席要求していくということを、12月定例会においても続けていきたいと思っています。

また、議案質疑に関しては、議案を提出している所管、それ以外で例えば財務部に聞きたいであるとか、他の部署に関係のあることを聞きたいという場合は、議案質疑の通告書に議員が答弁を求める理事者を明記するという形をとっています。ここところが、案外お互いの気持ちというかがあるかなと思っています。ただその分、答弁予定が一切ない部長におか

れましては、その分、自席にいて業務を執行していただいたほうがよいのではないかと、委員会としては思っています。

廣瀬委員

執行部の負担の件ですが、地方議員を経て国会議員になられた方からよく聞くのは、地方議会に比べて国会では本当に直前まで日程が決まらない。明日の委員会で誰それから質問というのが、前日の夕方以降に決まる。質問者もそれから質問について最終的に確定をしていくし、それに対する答弁の準備はそれから始まるわけですから、これもブラックになるのは必然なわけです。だけど、ひょっとすると日程決め自体が、ある意味政治の駆け引きの表舞台と言ってもいいぐらいの状況になっていて、これはいかなものかと個人的には思いますが、それに対して現状でも地方議会の場合にはあらかじめちゃんと日程が固まっていて、いつの日程で誰が質問されるかとか、質問の通告書が出ているとか、あるいは委員会質疑においても大体どの時間帯にどの議案審査だということは固まっているわけで、多分これが、その決定が数日早まるだけでも、あらかじめ準備のために使える時間の日程組みが容易になりますので、そういうところで配慮していかれるとよいのではないかと思います。

そうはいつでも、定例会は4回で、もうかなり長年慣例といいますか、業務の執行の組み立てができていることによって、自然にこれはいつぐらいいにこういうふうに出すという感覚として固まっていることが、少しずつまた修正されていくというか、経験に基づいて変わっていく上で、またそ

れに合わせて調整されていくということではないかと思います。

実は、地方自治法の施行当初は、地方議会の定例会は年6回でしたが、かなり早い段階で年6回の定例会は負担が大きいということで、4回になっています。50年以上前に修正になってますので、今現役の職員で年6回の定例会を経験されてる人はいないはずです。やはり、年4回の定例会の組み立てができていたというのは、ある意味必然ではあるのですが、それに縛られる必要もないということコメントさせていただこうかなと思いました。

末吉委員長

廣瀬委員のおっしゃるとおりでして、執行部からも日程を固定してほしいことは言われております。先ほども言いましたように、定例会の内容も、形は定型的にしていきたいと思っています。

なので、開会して議案調査であるとか、委員会審査も2日間にするとかを決めていきたいと思っています。なので、一般質問を行う人数によって1日増えるか増えないかぐらいの微修正の中で動いていけば、執行部も議員もそれ以外の日程をあらかじめ組むことができるということが大きなメリットだと思っています。

ただ、廣瀬委員がおっしゃったとおりで、例えば新年度予算編成であるとか、その形で動いているので、急にこうなりますと言われても、体がついてこないみたいなところがあります。3月定例会はそのように調整していきますが、3月定例会での日程組みが無理であれば、通年会期制導入後

に、そういったスケジューリングで年間通して動いていけるように調整していきたいと思っています。

それが大きなメリットの一つだと私達も考えていますので、何とかそこを固めていきたいと思っています。

角田委員

議会運営ということは素人ですが、現在学会とかでも情報伝達に関しては、オンラインを通じて十分情報が得られるということで、ズームが主流になっていますので、答弁予定がない理事者は、自席で情報を得ていただくということは非常によいと思います。ただし、ディスカッションとか、何かデリケートなことを決める場面や、しっかりと話し合いたいときは、できれば対面が望ましいと思います。審議会や学会においても、合否を決めるようなケースは、対面でやることが多いので、その辺はやはり議会ですし、出たいという意見もあると思いますので、しっかりと議論を尽くしていただきたいと思います。

末吉委員長

本会議場の質疑では、どちらかというところ管する部、もしくはそこに派生して、財務部だったりということで、答弁者が限られてくるということがあるので、本会議場においてはそういう形でやっていきたいと思っています。角田委員がおっしゃったように、委員会の審査においては、かなり活発な質疑ができていくと思うので、そちらに関しては充実させていくとがあると非常に思っています。

扇原会長

それでは、ここでお諮りします。本日の会議は、ここまでとさせていただき、後日会議録を作成する際に、あわせて皆さんからいただいた御意見等を整理し、取りまとめたものを、各委員持ち回りで御確認をいただき、更に御意見をいただくなどして、まとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

扇原会長

次に、今後の協議についてですが、先ほど末吉委員長の概要説明の中で、通年会期制導入に向けたスケジュールについて説明がありましたことから、今後、答申案をまとめ、12月19日の月曜、午後7時から答申案に対する協議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

扇原会長

以上で本日の議事を終了いたします。

谷口副議長

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会いたします。

皆様におかれましては、長時間にわたる御審議をいただき、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時0分)